

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（平成27年9月武蔵野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(利用料を徴収する事業)</p> <p>第3条 市が行う事業のうち利用料を徴収するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高齢者緊急通報システム事業</u>（居宅高齢者等について、健康状態の悪化等の緊急事態に陥ったときに、速やかに援助を受けることができるようにするために<u>東京消防庁等に通報する無線発報器等</u>をその者の居宅に設置する事業をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) <u>高齢者火災安全システム事業</u>（居宅高齢者等について、その者の居宅における火災による緊急事態に備えるため、住宅用の防災機器等の給付<u>又は貸与</u>を行う事業をいう。以下同じ。）</p> <p>(4)から(Ⅲ)まで (略)</p> <p>(利用対象者)</p>	<p>(利用料を徴収する事業)</p> <p>第3条 市が行う事業のうち利用料を徴収するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高齢者救急通報システム事業</u>（居宅高齢者等について、健康状態の悪化等の緊急事態に陥ったときに、速やかに援助を受けることができるようにするために<u>民間事業者</u>に通報する無線発報器等をその者の居宅に設置する事業をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) <u>高齢者住宅火災通報システム事業</u>（居宅高齢者等について、その者の居宅における火災による緊急事態に備えるため、住宅用の防災機器等の給付を行う事業をいう。以下同じ。）</p> <p>(4)から(Ⅲ)まで (略)</p> <p>(利用対象者)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p>

<p>第4条 前条第1号から第3号まで及び第8号に掲げる事業の利用の対象となる者は、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者（以下「住民基本台帳記録者」という。）のうち、居宅高齢者であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの及び市長が特に必要と認めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高齢者緊急通報システム事業</u> ひとり暮らしの者及び高齢者世帯に属する者であって、慢性疾患がある等日常生活を営むうえで注意を要する状態にあるもの</p> <p>(3) <u>高齢者火災安全システム事業</u> ひとり暮らしの者及び高齢者世帯に属する者であって、心身機能の低下、住宅環境により防火の配慮等が必要なもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>別表 (別添1のとおり)</p>	<p>第4条 前条第1号から第3号まで及び第8号に掲げる事業の利用の対象となる者は、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者（以下「住民基本台帳記録者」という。）のうち、居宅高齢者であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの及び市長が特に必要と認めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高齢者救急通報システム事業</u> ひとり暮らしの者及び高齢者世帯に属する者であって、慢性疾患がある等日常生活を営むうえで注意を要する状態にあるもの</p> <p>(3) <u>高齢者住宅火災通報システム事業</u> ひとり暮らしの者及び高齢者世帯に属する者であって、心身機能の低下、住宅環境により防火の配慮等が必要なもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>別表 (別添2のとおり)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>別表の改正</p>
---	---	--

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

東京消防庁の緊急通報システム等自動通報制度の改正に伴う事業名称の変

更及び住宅用の防災機器等の貸与事業の廃止に伴い、所要の改正をするものである。

別表（第5条関係）

事業	区分		金額
高齢者安心 コール事業	1月につき		500円
高齢者緊急 通報システ ム事業	東京消防庁に 通報する無線 発報器等	一式につき	7,040円
		取付け、取外し、保守等に係る 費用	市長が別に 定める額
	民間事業者に 通報する無線 発報器等	一式につき	205円
高齢者火災 安全システ ム事業	専用通報器	貸与に係る費用	6,460円
		取付け、取外し、保守等に係る 費用	市長が別に 定める額
	火災警報器	給付に係る費用	1個につき 1,550円
		取付けに係る費用	1個につき 2,310円
		取外し、保守等に係る費用	市長が別に 定める額
	自動消火装置、ガス安全システム又は電磁調 理器に係る費用		実費の額の 100分の10に 相当する額
はいかい高 齢者探索サ ービス事業	1月につき		500円
高齢者等緊 急短期入所 事業	1 第4条第3項第1号に掲げる 者	居住費（1 日につき）	無料
		食事費（1 日につき）	2から4ま でに定める 食事費に準 ずる額
	2 第4条第3項第2号に掲げる 者のうち、被保護者又は中国残 留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人	居住費（1 日につき）	320円
		食事費（1 日につき）	300円

	等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているもの		
3	第4条第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度（4月から7月までにあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない世帯に属するもの	(1) 政令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金を受給している者	居住費（1日につき） 320円
			食事費（1日につき） 300円
		(2) 当該事業のあつた月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）、当該事業のあつた月の属する年の前年の合計所得金額から同号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び同年の厚生労働大臣が定める年金（平成28年厚生労働省告示第81号）各号に	居住費（1日につき） 420円
			食事費（1日につき） 390円

	掲げる年金の収入金額の総額の合計額が80万円以下の者		
	(3) (1)及び(2)に該当しない者	居住費(1日につき)	820円
		食事費(1日につき)	650円
	4 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、1から3までに該当しない者	居住費(1日につき)	1,150円
		食事費(1日につき)	1,380円
	5 第4条第3項第3号に掲げる者	居住費(1日につき)	1から4までに定める居住費に準ずる額
		食事費(1日につき)	1から4までに定める食事費に準ずる額
高齢者等緊急通所介護事業	1日当たりの利用時間が3時間以上5時間未満の場合(1日につき)		360円
	1日当たりの利用時間が5時間以上7時間未満の場合(1日につき)		550円
	1日当たりの利用時間が7時間以上9時間未満の場合(1日につき)		730円
高齢者等緊急訪問介護事業	30分につき		250円
認知症高齢者見守り支援事業	30分につき		250円

別表（第5条関係）

事業	区分	金額		
高齢者安心コール事業	1月につき	500円		
高齢者救急通報システム事業	火災センサー機器を併設しない場合（1月につき）	205円		
	火災センサー機器を併設する場合（1月につき）	286円		
高齢者住宅火災通報システム事業	自動消火装置、ガス安全システム又は電磁調理器に係る費用	実費の額の100分の10に相当する額		
はいかい高齢者探索サービス事業	1月につき	500円		
高齢者等緊急短期入所事業	1 第4条第3項第1号に掲げる者	居住費（1日につき）	無料	
		食事費（1日につき）	2から4までに定める食事費に準ずる額	
	2 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているもの	居住費（1日につき）	320円	
		食事費（1日につき）	300円	
	3 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度（	(1) 政令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金を受給している者	居住費（1日につき）	320円
			食事費（1日につき）	300円
(2) 当該事業のあ	居住費（1日につき）	420円		

<p>4月から7月までにあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない世帯に属するもの</p>	<p>つた月の属する年の前年(その月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)、当該事業のあつた月の属する年の前年の合計所得金額から同号に掲げる金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)及び同年の厚生労働大臣が定める年金(平成28年厚生労働省告示第81号)各号に掲げる年金の収入金額の総額の合計額が80万円以下の者</p>	<p>日につき)</p>	
	<p>(3) (1)及び(2)に該当しない者</p>	<p>食事費(1日につき)</p>	<p>390円</p>
		<p>日につき)</p>	<p>820円</p>

		食事費（1日につき）	650円
	4 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、1から3までに該当しない者	居住費（1日につき）	1,150円
		食事費（1日につき）	1,380円
	5 第4条第3項第3号に掲げる者	居住費（1日につき）	1から4までに定める居住費に準ずる額
		食事費（1日につき）	1から4までに定める食事費に準ずる額
高齢者等緊急通所介護事業	1日当たりの利用時間が3時間以上5時間未満の場合（1日につき）		360円
	1日当たりの利用時間が5時間以上7時間未満の場合（1日につき）		550円
	1日当たりの利用時間が7時間以上9時間未満の場合（1日につき）		730円
高齢者等緊急訪問介護事業	30分につき		250円
認知症高齢者見守り支援事業	30分につき		250円